

「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」
に対するコメント

平成 15 年 4 月 21 日
大和総研 制度調査室次長
吉井 一洋

減損の兆候

市場価格の著しい下落（第 11 項）

コメント 1

- (1) 減損の兆候のうち、「市場価格の著しい下落」については、おおむね 30% 程度以上下落した場合とするべきである。
- (2) 市場価格がない場合は、「著しい下落」以外の他の事象で減損の兆候を判断することとされている（第 61 項）。しかし、安易に市場価格が無いものとして「著しい下落」の有無の確認が免除されれば、周辺の地価はかなり下がっているのに、減損が免除されることもありうる。したがって、公示地価や路線価などが入手できる場合は、可能な限りこれらの価格で「著しい下落」の有無を判断する義務がある旨を明確にすべきである。

理由

(1)

- 著しい下落は、その資産そのものの市場価格によって判断されるとは限らない。土地の場合は、公示地価等の指標などで判断される場合もある。
- 「市場価格の著しい下落」をおおむね 50% 程度以上の下落とした場合、例えば、その土地の時価を不動産鑑定評価などで適正に算出すれば 60% 下落しているのに、公示地価等の指標では下落幅が 50% に達しておらず、「著しい下落」に該当しないことも起こりうる。この場合、他の「減損の兆候」にも該当しなければ、減損の適用を免れることになってしまう。
- このようなことは往々にして起こりうると思われるため、「市場価格の著しい下落」については、できるだけ厳しい基準を設けておく必要がある。

(2)

- 「検討状況の整理」では、市場価格がない場合は、「市場価格の著しい下落」以外の要因で、「減損の兆候」を判定することとされている（61 項）。市場価格が 30% 相当額以上下落した場合は「著しい下落」に該当すると定めたとしても、そもそも「市場価格」が無いものとして取り扱われれば、結果として「減損の兆候」が無いことになる。例えば、不動産鑑定評価などで時価を適正に見積もれば 30% 相当額以上下落している土地を、市場価格が無いものとして取扱い、「著しい下落」以外の他の要因で判断した結果、減損の兆候が無いことになる場合も考えられる。
- したがって、安易に市場価格がないものとして取り扱われないよう、土地については、少なくとも、公示地価、路線価、固定資産税評価額などの指標があれば、少なくともこれらにより著しい下落が生じていないか判断することを義務付けるべきである。

コメント 2

- (1)資産グループにおいては、第 9 項及び第 58 項に示されたとおり、その主要な資産の市場価格がおおむね 30%程度以上下落している場合も、「市場価格の著しい下落」が生じているものとして取り扱うべきである。
- (2)金額的に重要性がある資産(帳簿価額が 30%相当額以上占めるなど)の市場価格が著しく下落している場合は、その資産が性格上「主要な資産」に該当しなくても、その資産グループにおいて「著しい下落」が生じているものとして取り扱うべきではないか。

理 由

(1)

- 「著しい下落」を資産グループ全体の市場価格だけで判定することにすれば、資産グループの中核となる「主要な資産」の市場価格が 30%相当程度下落しても、「著しい下落」とは判断されず、「減損の兆候」がないものとして取り扱われる可能性がある。したがって、資産グループの中核となる「主要な資産」の市場価格が 30%相当程度下落している場合は、「著しい下落」に該当するものとして取り扱うべきである。

(2)

- 資産グループの中で何が「主要な資産」に該当するかは、以下の要素を考慮することとされている。
- ① 企業は、その資産を必要とせずに資産グループの他の構成資産を取得するかどうか
 - ② 企業は、その資産を物理的及び経済的に容易に取り替えないかどうか
 - ③ 土地等の非償却性資産の場合は、上記①、②の要素に加え、その資産グループにおいて、その土地等の帳簿価額が相当程度以上(例えば、おおむね 30%以上)あるかで判断する。
- 土地のような非償却資産の場合、減損の適用の有無を判定するに当たり、20 年間の割引前将来キャッシュ・フローの合計額を用いることができる。したがって、資産グループの「主要な資産」を土地とした場合は、減損は生じにくくなる。将来キャッシュ・フローの見積もりにおいて土地を「主要な資産」とするケースを限定するためには、上記の①～③の要件を設けたことは適切であると思われる。
- しかし、「減損の兆候」の判断においては、土地がその資産グループにおいて金額的に重要なウエイトを占めている場合には、「主要な資産」に該当しなくても、土地に「著しい下落」が生じていれば、「減損の兆候」があるものとして取り扱うべきである。
- 例えば、土地と他の償却資産からなる資産グループがあり、土地の帳簿価額が資産グループ全体の帳簿価額の 3 割程度を占めているとする。土地の市場価格は 50%程度下落しているとする。この土地が工場用地であった場合は、その資産グループの性格上、①、②から判断して「主要な資産」としては取り扱われないケースもあると思われる。

- 上記の土地が「主要な資産」でなければ、その土地の価格が 50%程度下落したとしても、減損の兆候があることにはならない。土地以外の資産のうち「主要な資産」の市場価格が 3 割程度以上下落するか、他の資産の市場価格が合計で 2 割程度下落して資産グループ全体で市場価格が 3 割程度以上下落しなければ、「著しい下落」には該当しない。
- 一方、上記のケースで土地が「主要な資産」となる場合は、「著しい下落」に該当し、減損の兆候があるものとして取り扱われる。あるいは、その土地が「主要な資産」に該当しなくても、例えば工場の各製造ラインの共用資産として取り扱われれば、「著しい下落」に該当し、減損の兆候があるものとして取り扱われる（第 12 項及び第 63 項）。
- 「検討状況の整理」に従えば、土地が「主要な資産」でない場合は、土地の占める割合や下落率は同じであっても、土地が「主要な資産」や「共用資産」となる場合に比べ、「減損の兆候」ありとして取り扱われる可能性が低く、バランスを欠くことになる。

適用時期

コメント

◎当初の予定通り実施すべきである。強制適用の時期を延長すべきではない。

理由

- 既に、減損会計は米国や国際会計基準では導入済みであり、EU でも 2005 年度からは国際会計基準の導入を通じて、連結財務諸表に減損会計が導入されることになる。
- わが国において、減損会計の導入を遅らせた場合、米国のみならず、EU と比べても会計基準の整備が立ち遅れることになる。
- そもそも、導入を遅らせても、企業の実態が改善するわけではなく、株主・債権者や投資家への適切な情報開示が行われなくなるだけである。その結果、かえって各企業の不採算設備の整理や遊休資産の有効活用の促進などの改革が遅れてしまう。
- 海外の格付機関にヒアリングしたところ、格付対象企業に関しては、既に資産価値の悪化を織り込んで格付けしており、固定資産の減損会計の適用を延期しても、日本の企業の格付けはよくも悪くもならないが、日本の構造改革が一層遅れるというシグナルとして、否定的に受けとめるとの回答を得ている。
- 仮に、強制適用の時期を延期する法律が可決されたとしても、2005 年度から減損会計を導入しない企業に対しては、減損会計を導入しない理由と導入したと仮定した場合の影響額の注記を求めるなど、企業が自主的に減損会計を導入するよう促す措置を講じるべきである。

注記事項

コメント

- (1) 回収可能価額が使用価値である場合、使用価値の算定に用いられた割引率を開示すべきである。
- (2) 減損の兆候がありながら、減損会計の適用がなされなかった資産で、重要性のあるものについては、その旨を注記すべきである。

理由

(1)

○減損会計については、その企業固有の事情を反映しているため、外部分析は困難である。したがって、外部分析の材料となりうる情報は、可能な限り開示し、有用か否かの判断は財務諸表等の利用者に委ねるべきである。

(2)

- 企業の資産において「減損の兆候」があることは、財務諸表等の利用者にとって重要な情報であると思われる。
- しかし、その資産に「減損の兆候」があったとしても、割引前の将来キャッシュ・フローがその帳簿価額を上回っていれば、減損会計は適用されない。即ち、減損会計の適用の有無は、各企業の将来キャッシュ・フローの見積もりにかかっている。将来キャッシュ・フローの見積もりは、主観的な要素が大きくなる。
- そこで、企業間の比較可能性を担保するために、「減損の兆候」があったが減損会計を適用しなかった資産のうち、少なくとも重要性があるものについては、その旨及び減損会計を適用しなかった経緯などについて注記すべきであると思われる。

その他

1.資産のグルーピング

コメント

- ◎ 遊休資産は、原則として、グルーピングせず、その資産単独で減損の兆候の有無や減損会計の適用を判断することとすべきである。

理由

- 26 項(3)の規定は、遊休資産も他の資産とグルーピングされうることを前提としている。
- 資産のグルーピングは、その企業が継続的に収支の把握をしている単位で最小のものを識別した上で、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を把握することとしている。

- 一時的でない遊休状態にある資産は、将来の用途も定まっておらず、再活用もされないのだから、そのキャッシュ・フローは他の資産から生み出されるキャッシュ・フローと相互に依存はしておらず、明らかに独立している。しかし、遊休資産が継続的に収支を把握している単位に含まれている場合、同じ単位内の他の資産とグルーピングされることになり、仮に遊休資産の価値が大きく下落していても、減損会計が適用されなくなる可能性がある。
- したがって遊休資産は、原則として、他の資産とはグルーピングせずに減損会計を適用するべきである。他の資産とグルーピングを認めるのは、重要性が乏しい場合や外形的に遊休資産として区分することが困難な場合などに限定すべきである。

2 減損の兆候

一時的でない遊休状態（第9項）

コメント

- ◎遊休状態にある資産については、将来の用途や再活用計画が決定されていたとしても、その将来の用途や再活用の方法の実現性が乏しい場合や、これらを決定した後も相当期間において遊休状態が継続している場合は、減損の兆候ありとみなすべきである。

理由

- 資産の遊休状態は減損の兆候に該当するが、遊休状態が一時的である場合は、減損の兆候に該当しないこととされている（9項）。その資産が遊休状態にあっても、将来の用途が定められており近い将来に再活用が見込まれている場合は、「減損の兆候」には該当しないこととされている。
- しかし、仮に将来の用途や再活用計画を定めたとしても、その計画等が実現性に乏しいものであったり、計画等を決定した後も相当期間において遊休状態が継続している場合は、遊休状態が一時的であるとはいえない。
- したがって、このような場合は、「減損の兆候」があるものとして取り扱うべきである。

3.将来キャッシュ・フロー

- ◎ 主要な資産を、建物など経済的残存使用年数が長い資産とする場合、将来のネットベースのキャッシュ・イン・フローが大きくなり、機械・設備など経済的残存使用年数が短い資産とした場合に比べ、減損が生じにくくなったり、あるいは減損金額が過小に見積られる可能性がある。
- ◎ したがって、工場などの場合は、建物を「主要な資産」とできるケースを限定するか、又は建物を「主要な資産」として取り扱った場合でも、相当程度確実なものに限り将来キャッシュ・フローに含めるなどの制限を設ける必要がある。

理由

○例えば建物と機械・設備からなる工場の場合、建物を「主要な資産」とすれば、将来のキャッシュ・フローには以下のものが含まれる。

● 将来キャッシュ・フロー

= 既存の機械・設備の将来キャッシュ・フロー

+ 将来の設備投資計画や現在の価値を維持するための合理的な設備投資から生み出される将来キャッシュ・フロー

+ 一定の又は通減する成長率に基づく将来キャッシュ・フロー(将来の設備投資により取得した機械・設備の経済的残存使用年数経過後～建物の経済的残存使用年数経過時※まで)

+ 建物の経済的残存使用年数経過後※の正味売却価額

※減損の適用の有無を判定するため、割引前の将来キャッシュ・フローを見積る際には、上限 20 年となる。

○これに対し、機械・設備を「主要な資産」とした場合の将来キャッシュ・フローには、次のものが含まれる。

● 将来キャッシュ・フロー

= 既存の機械・設備の将来キャッシュ・フロー

+ 既存の機械・設備の経済的残存使用年数経過後の建物の回収可能価額

○ 即ち、建物を主要な資産にするか、機械・設備を主要な資産にするかで、将来キャッシュ・フローに大きな違いが生じる。一般的には建物の経済的残存使用年数の方が長く、建物を主要な資産とした方が将来のネット・キャッシュ・イン・フローが大きくなるものと思われ、工場の場合は建物を「主要な資産」とするケースが多くなると予想される。

○ その結果、減損の適用の有無を判定する際には、20 年という長期にわたる割引前の将来キャッシュ・フローに基づいて判定され、実際はかなり陳腐化した機械・設備をかかえていても、減損がなかなか生じなくなる可能性がある。仮に、減損処理が必要となったとしても、回収可能価額が過大に見積られ、減損金額が小さくなる可能性がある。

○ したがって、建物を「主要な資産」にできるケースを限定する必要がある。あるいは建物を「主要な資産」として取り扱った場合でも、相当程度確実なものに限り将来キャッシュ・フローに含めるなどの制限を設ける必要がある。

4.割引率

- ◎ 使用価値の算定の際に用いる割引率は、30 項に定めるとおり、その企業における対象資産又は資産グループに固有のリスクを反映した収益率やその企業に要求される資本コストを優先的に適用することとすべきである。
- ◎ 追加借入利子率の使用は、30 項に定めるとおり、他の割引率が用いることができない場合に限るべきである。

理由

- 割引率には、将来キャッシュ・フローがその見積もりから乖離するリスクを反映する必要がある。将来キャッシュ・フローはその企業固有の事情を反映して見積るため、割引率においても、その企業固有のリスクを反映する必要がある。
- 企業固有のリスクを反映しないまでも、その資産の期待収益率を反映すべきである。
- 追加借入利率を用いた場合、92 項に示されるとおり、割引率は他のケースよりも小さくなるため、使用価値が過大に算定されてしまう。したがって、その使用は、30 項に定めるとおり、他の割引率が用いることができない場合に限るべきである。

5.共用資産

- (1) 共用資産そのものに「回収可能価額を著しく低下させる変化」や「市場価格の著しい下落」が生じている場合は、第 12 項に定めるとおり、共用資産を含まない他の資産や資産グループに「減損の兆候」がない場合でも、「減損の兆候」があるものとして取り扱うべきである。
- (2) 将来キャッシュ・フローの見積もりにおいて、第 18 項に定めるとおり、共用資産は主要な資産には該当しないものとして取り扱うべきである。

理由

(1) 減損の兆候

- 共用資産の減損の兆候を見る際に、共用資産と他の資産グループをグルーピングした大きい資産グループで見ることとした場合、本社ビルなどについては、その企業の全ての事業と関連していることが多いものと考えられるため、全ての資産グループと一括りにして、「減損の兆候」の有無を見ることになると思われる。例えば、本社ビルの市場価格が半値以下に下がっていたとしても、他の全ての資産グループと合わせてみた場合は、市場価格が 3 割程度以上下がったことにはならず、「減損の兆候」がないものとして取り扱われることが多いものと思われる。
- したがって、共用資産に関しては、その資産単独で「回収可能価額を著しく低下させる変化」や「市場価格の著しい下落」が生じている場合は、共用資産及び関連する資産グループを含むより大きな単位において「減損の兆候」が生じたものとして取扱うべきである。共用資産の帳簿価額を、各資産グループに配賦している場合も同様である。

(2) 主要な資産

- 共用資産は、72 項に挙げられている理由により、「主要な資産」に該当することはないものと思われる。
- 仮に、共用資産の帳簿価額を、関連する各資産グループに配賦することができた場合に、共用資産を配賦先の資産グループにおいて「主要な資産」として取り扱った場合、減損が

生じにくくなる可能性がある。

- 例えば、本社ビルなどの場合は、その経済的残存使用年数は 20 年だとか 30 年だとかと長期にわたることが多いものと思われる。この本社ビルの帳簿価額を関連する各資産グループに配賦し、配賦先の各資産グループにおいて「主要な資産」とした場合、各資産グループにおいて減損の適用の有無を判定する際には、各資産グループの割引前の将来キャッシュ・フローを最長の 20 年間で見積ることになる。その結果、本社ビルの価格が大幅に下がっていても、減損が計上されないこともありうる。減損の適用対象になった場合も、回収可能価額が過大となり、減損損失計上額が少なくなる可能性がある。
- このような事態を回避するためにも、共用資産の帳簿価額を、関連する各資産グループに配賦することができた場合でも、共用資産を「主要な資産」としては取り扱わないこととするべきである。

6. のれん

◎ 将来キャッシュ・フローの見積もりにおいて、第 18 項に定めるとおり、「のれん」は主要な資産には該当しないものと取り扱うべきである。

理由

- のれんは、72 項に挙げられている理由により、「主要な資産」に該当することはないものと思われる。
- 仮に、帳簿価額を、関連する各資産グループに配賦することができた場合に、共用資産を配賦先の資産グループにおいて「主要な資産」として取り扱った場合、減損が生じにくくなる可能性がある。
- 例えば、連結調製勘定の場合は、その償却期間は最長 20 年となっている。また、企業結合により生じたのれんは、米国基準や IAS の公開草案では永久資産として取り扱っている。したがって、のれんを配賦先の各資産グループにおいて「主要な資産」とした場合、各資産グループにおいて減損の適用の有無を判定する際には、各資産グループの割引前の将来キャッシュ・フローを最長の 20 年間で見積ることになる可能性がある。その結果、のれんの価値が大幅に下がっていても、減損が計上されないこともありうる。減損の適用対象になった場合も、回収可能価額が過大となり、減損損失計上額が少なくなる可能性がある。
- このような事態を回避するためにも、のれんを「主要な資産」としては取り扱わないこととするべきである。